「道路メンテナンス技術集団」の一員として職員を派遣、直轄診断を実施

令和元年度の直轄診断が古川橋（静岡県吉田町）で行われ、土木研究所から専門家として構造物メンテナンス研究センターの上仙上席研究員を派遣しました。

直轄診断は「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うものです。

■古川橋（静岡県吉田町）
　実施日：令和元年７月９日（火）
　直轄診断実施主体：中部地方整備局
　派遣者：構造物メンテナンス研究センター　上仙上席研究員

構造物メンテナンス研究センター（CAESAR）https://www.pwri.go.jp/caesar/index-j.html

古川橋外観

現地調査の様子

道路メンテナンス技術集団から管理者（吉田町）への現地調査結果報告